

後発医薬品品質確保対策に係る分担品目の買上げについて

実施方法

(1) 対象品目

後発医薬品品質確保対策で提供をお願いする医薬品のうち、1品目分の薬価換算で5万円以上となる品目

(2) 検体の買上げ先

卸売販売業者

(3) 検体提供依頼期間

令和7年9月30日まで

(4) 提供を依頼する製品

検体の買上げ先が保管する製品（最終包装単位）

(5) 検体の買上げ方法

検体の買上げについては、各都道府県担当者が行う。なお、各都道府県担当者は、検体を受領した際、買上げ先に対して別紙様式により受領書を交付することとし、後日、薬価換算相当額を支払う。